

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年12月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20231205	三和富士交通株式会社(法人番号2020001020398) 代表者 吉川 永一	神奈川県横浜市港北区鳥山町480	埼玉営業所	埼玉県入間郡三芳町上富1077-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年4月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20231212	大洋自動車交通株式会社(法人番号8011501002699) 代表者 吉田 満代	東京都北区岸町1-9-4	本社営業所	東京都北区岸町1-9-4	輸送施設の使用停止(30日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和5年3月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	3	3
20231212	高松 明	東京都練馬区	個人	東京都練馬区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和5年6月29日及び令和5年7月7日、車両火災事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
20231219	平和交通株式会社(法人番号3020001143792) 代表者 新井 義弘	神奈川県川崎市川崎区渡田向町1-11	向町営業所	神奈川県川崎市川崎区渡田向町1-11	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年10月3日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)